

おおぐち

—ふれあいネットワーク—

社協だより

4月

2009
No. 66

社会福祉法人

大口町社会福祉協議会

〒480-0126

大口町伝右一丁目35番地

大口町健康文化センター2F

TEL 94-0060 FAX 94-0059

BBフォン 050-1004-7202

E-mail:chiikifukushi@oguchi-shakyo.or.jp <http://www.oguchi-shakyo.or.jp>

平成21年度が始まりました!! 今年も社会福祉協議会は
“みんなが安心して暮らせる福祉の街づくり”の実現を目指しがんばってまいります。



内 容

赤い羽根共同募金	2
善意だより	3
身障協会・親の会だより	3
ボランティア情報局	4, 5
子育て情報「ぎゅっと」	6
介護豆知識	7
社協伝言板	8, 9, 10

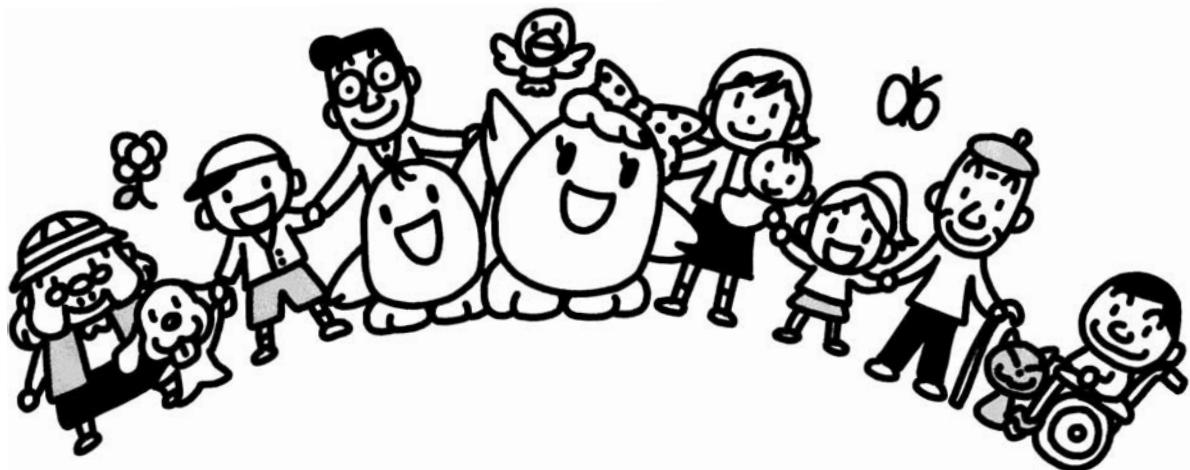
12月30日

単身高齢者、高齢世帯のみなさまへ
「おせち料理」をお届けしました。



赤い羽根共同募金・歳末助け合い募金

ご協力ありがとうございました。



昨年十月一日から三ヶ月間、「地域の福祉、みんなで参加」をスローガンと共に募金運動が全国一斉に展開され、本町におきましても町民、法人事業所、各種機関及び団体の皆様の温かいご支援とご協力により、多大なる成果を上げることができました。

これもひとえに皆さまの地域福祉に対するご理解のたまものと、心よりお礼申し上げます。

なお、お寄せいただきました募金は一度愛知県共同募金会へ収め、今年度大口町社会福祉協議会に配分されます。

この配分金は地域福祉推進の貴重な財源として有効に活用させていただきます。これからも地域の皆さんとともに歩んでいきたいと願っていますので、今後ともご理解とご協力を賜わりますようお願い申しあげます。

平成20年度 共同募金総額 3,137,159円

<歳末たすけあい募金>

種 別	件 数(件)	金 額(円)
街頭募金	1	65,838
法人募金	1	20,000
学校募金	1	1,202
職域募金	1	5,000
その他の	18	24,284
合 計	22	116,324

<赤い羽根募金>

種 別	件 数(件)	金 額(円)
戸別募金	5,083	2,521,868
街頭募金	3	62,192
法人募金	3	60,000
学校募金	2	5,842
職域募金	10	351,132
その他の	19	19,801
合 計	5,120	3,020,835

歳末たすけあい募金に
ご協力をいただきました皆様

(敬称略・順不同及び略式掲載)

愛知北農業協同組合大口支店、
(福)愛生福祉会御桜乃里、
(福)一期一会福祉会一期一会荘、
大口町商工会、(社)尾北医師会、
尾北看護専門学校、憩いの四季、
ヨシヅヤ大口店、アピタ大口店、
西友大口店、パローダ大口店、
(社)大口町コミュニティーサーフィンセンタ、(福)おおぐち福祉会、大口町民生委員、児童委員会、

大口町更生保護女性会、大口町役場、
大口郵便局、大口南郵便局、
町民の皆さん

(赤い羽根共同募金にご協力いただきました皆様は、「社協だより」一月号に掲載をさせていただいておりますので割愛させていただきます)



善意だより

社会福祉に役立ててほしいと大口町社会福祉協議会にあたたかい寄付が寄せられました。

厚くお礼申し上げますとともにご報告させていただきます。

なおこれらの善意は、大口町の地域福祉のために大切に活用させていただきます。

(十一月二十一日)

（二月二十日受付分）

寄付者氏名（敬称略受付順） 内容

藤嶋 トシ子	一〇〇,〇〇〇円
大口町グランドゴルフ協会	五,〇〇〇円
匿 名	おむつ
江口 ちほみ	五〇〇,〇〇〇円
外坪老人クラブ	一六,〇〇〇円
ダンスサークル大口ぶれあい	
代表 荒川 猛	五,〇〇〇円
江南モラロジー女性部	五,〇〇〇円

ありがとうございました。

大口町身体障害者福祉協会だより

大口町身体障害者福祉協会は、交通事故の後遺症で障がいを持つてしまう方が多いことを心配し、交通事故が無くなるようになると願い、十年ほど前より、大口町交通安全啓発事業を応援しております。

活動内容は、夏前から女性部の方が定期的に集まり、手作りグッズを作成し、町の啓発グッズと合わせて運転手さんへお渡しています。

これらの活動を称えられ、このたび江南警察署様より署長感謝状を受け取ることとなりました。



廣瀬身障協会会長と、女性部のみなさん



大口町心身障害児（者）親の会だより

町内小中学校福祉実践教室を応援しています！

社会福祉協議会主催による福祉実践

教室「車いす教室」へ親の会が講師のサポートとして活動しております。

目的は、「車いす教室」を通じ、一人でも多くの児童生徒さんたちに、障がいを持つ方々を理解していただき、福祉に関心を持っていただけだと願い活動しております。



福祉実践教室のひとこま

昨年は、町内全小中学校（四校）の車いす教室に出掛け、計六回のサポートをしてきました。

1/11

西尾張ブロック

ボランティアフェスティバルが開催されました！

1月11日、すいとぴあ江南にて、北は犬山市から南は弥富市まで、十六市町村のボランティアさんが集まり「ボランティアフェスティバル」が開催され、参加者・関係者総勢三〇〇名の大會となりました。

この大会は、十九年に開催された「全国ボランティアフェスティバルあいち・なごや」の継承事業として、

「西尾張ブロックボランティア集会」を発展改組し、多様な団体等の参画を得ながら、ボランティア・市民活動等の実践から紡ぎだされる知恵を共有したり、実践活動の交流を通じて、今後の活動の在り方を模索し、西尾張ブロック内の活性化及びつながりを深めることを目的に開催されました。





～ボランティア保険～

◆どんな人が入れますか～？

自発的な意思に基づき、他人や社会に貢献する非営利のボランティア活動をおこなっている個人またはボランティアグループ、特定非営利活動法人（NPO法人）の方々が、加入できます。未加入の方は一度ご検討ください。

◆どんなときに補償されるの～？

傷害事故・・・ボランティア活動中の急激・偶然・外来の事故によりケガをした場合に保険金をお支払いします。

- ボランティア活動中に転んでケガをした。
- ボランティア活動に向かう途中、交通事故にあった。
- 活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になった。

賠償事故・・・ボランティアがボランティア活動中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、

他人の物を壊したことにより法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

- ボランティア活動中、誤って他人にケガをさせた。
- 家事援助ボランティア活動で清掃中、誤ってガラスを割った。
- ボランティア活動で後片付け中、誤って他人にケガをさせた。



◆掛け金は～？

4月1日から翌年の3月31までの1年間の掛け金は、250円～470円とコースによって違います。そのうちの100円は、大口町社会福祉協議会から補助されます。

◆いつまで申し込みばいいの～？

毎年4月20日までに申し込むと、4月1日までさかのぼって補償されます。例えば、4月10日に申し込んで、その日に事故が起きても補償されますが、4月21日に申し込んだ場合は、申し込み翌日の4月22日からの補償になります。

◆お申し込み、お問い合わせは、大口町社会福祉協議会ボランティアセンターまで。

電話 94-0060 Fax 94-0059 メール chiiifukushi@oguchi-shakyo.or.jp



2009年最初の講座は、昨年大変好評だったアロマテラピーワークshopを再度開催しました。講師には、アロマセラピースクール「アロマハウス イネド」スクールサロン代表の熊沢稻子先生をお招きし、1回2時間×2日間の計4時間にわたって、アロマって？香りの利用法などについて、お話ししていただきました。

今回は、会社のボランティア部に所属する方、PTAの役員をされている方、聴覚障がいをお持ちの方など、いろんな形でボランティアに関わりのある方が参加され、また手話と要約筆記のボランティアさんは通訳しながら参加していただいて、和やかな雰囲気の中進みました。

アロマで やさしい気持ちに包まれて

2回目の講座は、ハンドクリームの作成です。作り方はとても簡単で、ちまたで話題のシアバター（シアの実から採れた油）に、木ホバ油を加え、お好みの香りである精油を入れて、ゆっくりとかき混ぜれば出来上がりです。たとえば、ロマンティックな香りがお好きな方は、ゼラニウムとオレンジ・スイートとローズウッドを1滴ずつ加えて作ります。

参加者のお一人は、「お母さんの肩こりにいいクリームを作りたい」ということで、先生にレシピを教えてもらい、アロマクリームを真剣に作っていました。これを聞いた要約筆記のボランティアさんも、「優しいね」と微笑み返し、アロマの香りがさらに一人一人の心を優しく包んでいるようでした。



※アロマテラピーとは、ハーブや果実から抽出した天然の精油「エッセンシャルオイル」を使って病気の予防、健康維持、美容に役立てる方法のこと、「香り」により、抗菌、浄化のほか、美容や心身のマイナートラブルを癒すなどの効果があり、医学的にも注目されています。



■ 編集後記 ■ 取材・作成／編集ボランティア OZ

毎月1日だけ、ショッピングセンター「イオン」で黄色いレシートが発行されてるって知っていましたか？実は、まだ、見たことがないんですが「幸せの黄色いレシートキャンペーン」と言って、毎月11日、イオン全店で黄色いレシートが発行され、そのレシートを地域のボランティア団体の名前が書かれたボックスに投函すると、ボランティア団体ごとにレシート金額が合計され、合計金額の1%分の品物がそのボランティア団体に贈られます。大口町のボランティア団体も登録しているそうなので、今度、幸せの黄色いレシートを手にすることがあったらボックスに投函しようと思っています。





大口子育て情報

きゅっと

【編集】NPO登録団体「まみーぽけっと」

【HP】[http://www.geocities.jp/mammypocket/
newpage9.htm](http://www.geocities.jp/mammypocket/newpage9.htm)

まみーぽけっと 茶話会「ママたちの一日」

小さな子どもさんを抱えていると、なかなか自分の時間が持てませんね。「家事と育児で今日も一日が終わってしまった…」と感じているママたち(パパたち)も多いのではないでしょうか。毎週木曜日に南児童センターで開催している「ふらっとルーム」を利用しているママたちが自分の一日を「表」にして発表しました。

Mさん [3カ月娘]

4時に授乳。6時ごろ起床してパパは自分で弁当を作り出勤。洗濯などの家事をして昼食。授乳後、お昼寝をしている間に夕食の準備。16時にお散歩に出かけ、夕食を食べる頃、パパが帰宅。パパが娘をあ風呂に入れて、ママは一人でお風呂に入る。娘を寝かせパパとママは23時に就寝。

Oさん [4カ月娘]

パパが夜中の2時に帰宅して食事をする。3時に授乳して就寝。6時に起きて洗濯。娘は7時半に起きて授乳。10時に娘が寝るので、パパに子守を頼んで、買い物や掃除をすませる。14時にパパとランチをとり、パパは出勤。19時に夕食を食べ、20時に子どもをお風呂に入れて21時に就寝。

Tさん [11カ月息子]

夜中に2~3回授乳している。朝6時に起きて朝食の支度をして7時にもう一度寝ている。午前中に洗濯や夕食の準備をする。午後からショッピングモールや地区センターに出かける。16時にお昼寝するので夕食づくりなどの家事ができる。

Hさん [11カ月息子]

夜中の1時に授乳をする。朝4時半に起きて朝食と洗濯の用意をして5時半に授乳。大人の朝食のあと、子どもは8時半頃に朝食。(その間に洗濯物を干す。そうしないと子どもがベランダに出てしまうので)16時半に入浴。授乳後、夕食の準備をして夕食、就寝。

Hさん [1歳4カ月息子]

9時から必ず公園か児童館に出かける。朝食後、お昼寝をするのでその間が自分の時間になる。21時に寝かしつけてから家事をまとめてやっている。洗濯もしている。



Kさん [1歳半息子]

朝7時に息子と起床。家事をしながら遊ぶように工夫している。スーパーや病院に行くときは自転車を使い、車にはなるべく乗らないようにしている。17時半に夕食を食べ22時までに子どもが寝るので、そのあとを夫との時間にあてている。

Oさん [5歳と1歳2カ月息子]

毎日、3時前に起床している。授乳して三食分の料理を作り、洗濯、自分の朝食をとったあとが、私の自由時間。6時に子どもたちを起こし、朝食と洗濯の続き。長男が幼稚園に行ったあと、自分の二度目の食事。午前中は買い物、午後は子育て支援センターへ。15時半に長男が帰宅後、夕食を食べさせ、18時にお風呂。19時に子どもたちを寝かしつけ、母は20時に就寝。

いかがですか？朝4時起床でも充分に早いのに、なんと3時に起きて家事をこなすママがいるのですね。「二人目を産んでからだんだんと早くなつた」とのことでした。家のあとの早朝のひとりきりの時間を大切にしている様子が伝わってきました。Mさんのところのパパはお弁当作りだけでなく、洗濯物もたたむし食事も作るそうで、みんなあこがれのまなざしでした。大変な日常の中でも、夫婦の時間を持つようにしたり、自分自身の時間を持つように工夫しているんだな、と感じました。

介護まめ知識 その9

「おむつのつけ方」編

前回は「おむつの特徴と尿漏れの対策」で、いろいろなおむつの特徴や種類をご紹介しました。

今回は、実践編となるおむつのあて方・つけ方です。おむつ・パッドの機能を充分に活かして効果的に使いましょう。

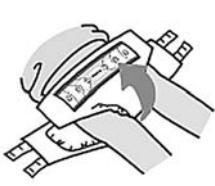
テープ式紙おむつと尿とりパッドの併用方法



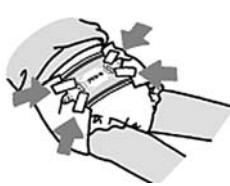
身体を横向きにして、身体の中心におむつの中心が来るようにおきます。



股関節にギャザーをフィットさせおむつの重心が身体の中心にあることを確認します。

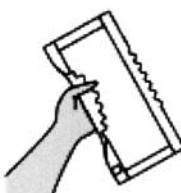


ギャザーを内側に折込まれないように注意しながらおむつをしっかりと引き上げます。



足の回りにすき間ができるないように注意しながらテープを貼ります。

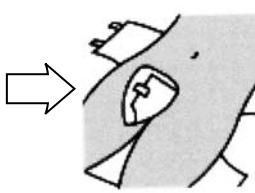
尿とりパッド男性用の組み立て



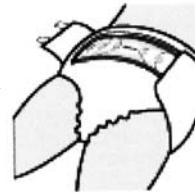
男性器がある部分のギャザーを内側に折込みます。



くるりと巻いてテープで止め、円すい形をつくります。



止めたテープが体に触れないように男性器を包みます。



パッドがずれないように注意して、おむつをあてます。

細い方のテープの貼り方



テープをななめにしたり、交差させて貼り、すき間をつくらないようにあてます。

おむつQ&A

●「しっかりあてたはずなのに」もれてしまう

長時間おむつをあてているとどうしても背中やおしり・股間にすき間やたるみができてしまいます。背中にすき間ができると、肌からパッドが離れてしまい吸収機能が活かされません。また、おしり・股関のたるみ・すき間はギャザーの効果が得られません。

パッドを交換する時や、おむつにズレ・たるみ・すき間がある場合はすぐに直しましょう。

●パッドの重ね使用は有効的!?

「もれないように」とパッドを何枚も重ねて使用する時がありますが、重ね使用はゴワゴワして動きにくく、ついている人にとっては不快ですから、なるべくやめたいものです。

重ねて使う場合は、小さいパッドの下に面積の広いパッドを使ったり、防水面のフィルムのない両面吸収機能のパッドを重ねて使ったり、その特性を活かして上手に使いましょう。

おむつからの漏れは、介護する人も、介護をしてもらう人もつらいものです。
漏れない工夫をしてお互い安心できるケアにつなげていきましょう。

社協伝言板

車いす・松葉杖の貸出しについて

大口町民の方を対象に、車いす・松葉杖を貸出しております。

たとえば、こういった使い方があります。

旅行に出掛けたいが、現地での行動が不安という短期間の利用から、骨折等のケガで車いすを使いたいという長期間の利用の方まで

ご利用要件

- ① 使用する方が大口町に居住していること
- ② 大口町に居住する者の親族等が、大口町に滞在し必要とする時
- ③ 一ヶ月以上の利用の場合は、一ヶ月更新手続きの出来る方

備考 入院あるいは施設入所のための利用はできません。

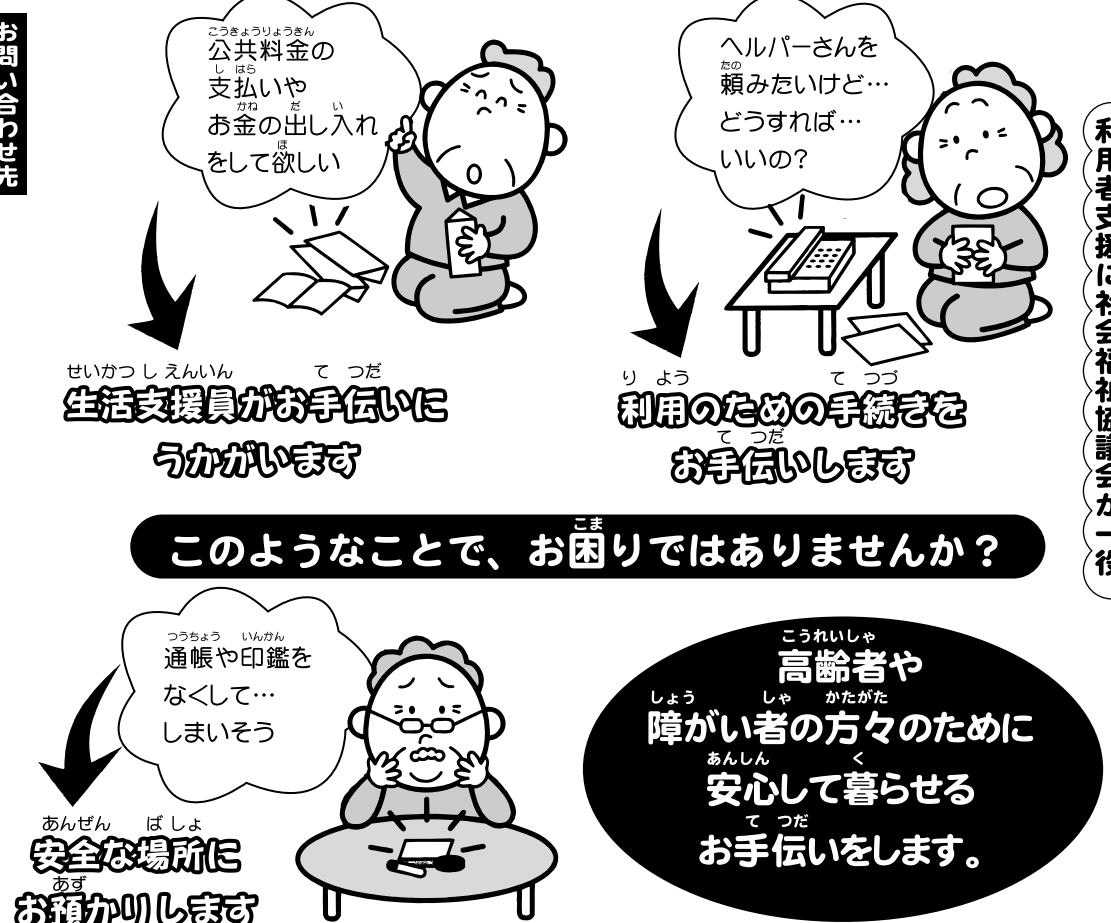
費用 一週間を超えての利用の場合は、年間500円の維持管理費をご協力いただきます。

日常生活自立支援事業のご案内

利用者支援に社会福祉協議会が一役

(旧名称 地域福祉権利擁護事業)

こうれいしゃ
高齢者や
しょう かたがた
障がい者の方々のために
あんしんく
安心して暮らせる
てつだ
お手伝いします。



を行います。生活支援員が支援計画に沿ってお手伝い

サービス開始

ご本人と社会福祉協議会等と契約を結びます。

契約

専門員がご本人の希望を伺いながら支援計画を作成します。

支援計画作成

契約締結審査会 契約締結能力等の審査を行います

訪問調査 社会福祉協議会専門員が自宅に伺います。

相談の受付

サービス利用の流れ

援助内容	利用料について	
	書類等の預かり	利用料
・福祉サービスの利用援助 サービス	1回 1,200円	生活保護受給者は無料

心配ごと相談所

開設のルーチン案内

町民みなさまの心配ごと、悩みごとの相談に経験豊かな相談員が応じます。電話での利用指定予約(待たずに相談できます)も可能です。

開設日 每月第一～第四水曜日

時 間

第一・第三水曜日

午前十時～午後三時三十分

※十二時～十三時は閉所されます

第二・第四水曜日

午後一時三十分～三時三十分

場 所 ほほえみプラザ 一階相談室

社会福祉協議会にて受付をお願いします。

担当相談員

第一・三水曜日 県母子自立支援員

第二水曜日 県女性相談員

・民生児童委員

・身障相談員

・母子会代表

・知的相談員

第四水曜日

香典返しの一例

謹啓 皆様益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

先般 ○ ○ ○ の葬儀に際しましては、ご多忙のところ、遠路御会葬賜り御香典ならびに御丁重なる御供え物をいただきまして、誠にありがとうございました。

つきましては、忌明に当たり、親しく拝顔の上御挨拶申し述べるところでございますが、略儀ながら書中をもちまして御礼もうしあげます。なお、賜りました御芳志につきましては故人の遺志により勝手ながら大口町社会福祉協議会に寄付させていただき、御礼にかえさせていただきままでの、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

平成 年 月 日

謹 言

喪主 ○ ○ ○

謹 言

○ ○ ○

謹啓 皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。このたび、○ ○ ○ 様から御香典返しに替えて、大口町社会福祉協議会の福祉事業のため多額の御寄付を賜りました。御家族の社会福祉に寄せられるお心に深く感謝申し上げますとともに皆様方の御芳情に添いますよう地域福祉事業の推進に努力してまいりたいと存じます。ここに略儀ながら書中をもちまして、御礼の御挨拶とさせていただきます。

謹 言

平成 年 月 日

社会福祉法人 大口町社会福祉協議会
会長 酒井 義次

生活福祉資金貸付制度のご案内

～安定した生活を図るために～

生活福祉資金は、他の資金の借り入れが困難な所得の低い世帯や、障がい者の方がいらっしゃる世帯にご利用いただく貸付制度です。また高齢社会の進行と在宅福祉の推進に応えるため、日常生活に療養又は介護の必要な65歳以上の高齢者の方がいらっしゃる世帯にもご利用いただけます。

更生資金

低所得世帯
障害者世帯
高齢者世帯

①生業費

新しく事業を始める時の開業資金や事業継続・拡張のための経費



②技能習得費

生業を営み又は就職するための知識・技能を修得するための必要な資金及びその技能習得期間の生計の維持をはかるために必要な経費

福祉資金

低所得世帯
障害者世帯
高齢者世帯

①福祉費

結婚、出産、葬儀、転居、就職時の支度の経費
住宅を増築・改築・補修・拡張するために必要な経費



②障害者等福祉用具購入費

障害者や高齢者が、日常生活の便宜を図るために高額な福祉用具等の購入等に必要な経費

③障害者自動車購入費

障害者又は障害者と生計を同一するものが日常生活の便宜を図るために自動車の購入を行うのに必要な経費

④中国残留邦人等国民年金追納費

国民年金保険料の追納に必要な経費

修学資金

低所得世帯

①修学費

学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校（高等課程・専門課程）へ修学するための授業料等に必要な経費



②就学支度費

修学資金の貸付対象となる学校への入学に際し、その支度のための必要な経費

療養・介護等資金

①療養費

低所得世帯 高齢者世帯

低所得者世帯、高齢者の負傷又は疾病の療養及びその療養期間の生計を維持するために必要な経費



②介護等費

低所得世帯 障害者世帯
高齢者世帯

介護保険の対象となる介護サービスや障害福祉サービス等を受けるのに必要な経費

緊急小口資金

低所得世帯

緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合必要な少額の経費

- ・医療費又は介護費の支払い
- ・給与等の盗難・紛失
- ・火災等の被災
- ・その他、別に定めるこれらと同等のやむを得ない場合



災害援護資金

低所得世帯

火災や風水害等の災害で住居や家財等が被害を受けた場合、家財道具の購入やその修復等に要する経費



生活福祉資金については、お住まいの地区的民生委員・児童委員

または大口町社会福祉協議会にご相談ください